

平成26年度村政懇談会地区自治会質問・要望書兼回答書

【地区自治会名】 中丸地区自治会

【質問・要望事項(題目)】避難場所表示標識の改良及び信号機設置の要望

【要旨(内容)】

1. 避難場所表示標識(看板サイン)改善の要望

本件については、昨年度の要望事項の一つとして取り上げたが、未だに実施していただけないので今年度も再度要望する。

村内避難場所を示す看板標識サインが見にくく、目立たないので改良してもらいたい。

その原因は、①全体に看板のサイズ及び文字が小さいこと、②表示文字と絵の色がグリーンで、併記されている施設表示文字がブルーで、同系色のデザインになっているためである。

今後は、看板、文字ともに大きくし、避難場所を示す絵表示も分かり易いデザインに改良するようお願いしたい(統一規格で変更不可能な部分は除く)。

参考までに、ひたちなか市や那珂市が道路や避難場所に設置している標識を調査した結果、設置場所に依じてサイズも適切に選定され、非常に見易い配色で構成されていることが確認できた。本村でもそれらの例を参考にして改善していただきたい。

2. 信号機設置の要望

フローresta須和間と南台団地を結ぶT字路(セイコーマート東海須和間店前)に信号機の設置をお願いしたい。小、中学生、特に小学生の登下校時の安全を確保するために早急に設置をお願いしたい。過去に要望した際には、南台北の信号機との距離が接近し過ぎているとの理由から認められなかった経緯がある。しかしながら、現在は住宅も増え、通り抜け通勤自動車など交通量が増加して、周辺の住環境も以前と比べて大きく変わっていることに鑑み、悲惨な交通事故を未然に防止するための重要な安全対策の一つとし、緊急に信号機を設置することを強く要望したい(押しボタン式がよい)。

【回答】

《建設農政部 みちづくり課》

避難場所表示標識の改善につきましては、調査・検討を行ってまいりました。現在、改善に向けて準備中で、秋頃から地区毎に順次施工を予定しております。

信号機設置の要望につきましては、難しい状況ではありますが、引き続き公安委員会に要望してまいります。

【地区自治会名】 中丸地区自治会

【質問・要望事項(題目)】行政と各自治会自主防災会との防災体制の役割分担の明確化の要望

【要旨(内容)】

防災に関し、「自助」、「共助」、「公助」との考え方の下、防災体制が整備されつつあるが、「自助」、「共助」、「公助」との言葉は、概念的にはわかるが具体的に施策を考える際には、それぞれの役割分担が定かではない。その為、共助の役割を担うであろう、各自治会、自主防災会での災害に対しどの対策を、どの程度備えるべきか判断に苦しんでいる。

この問題に対応するため、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担、特に共助の守備範囲に関しての考え方や、ある程度具体的な指針の策定が必要と思われる。

地形から来る想定被害、高齢者人口の比率等で、施策項目ごとの比重は異なるため、各地区それぞれの対応が求められ、また各役割はオーバーラップしており、明確な線引きは難しい面があるが、村として「公助」、「共助」、「自助」それぞれの役割に対する基本的な考え方を、費用負担の問題も含め明示いただければ幸いである。

尚、上記指針検討時、下記事項にもご配慮の程御願ひ致します。

1)住民の高齢化 — 防災対応のあらゆる面に影響してくるので、自主防災には高齢者を含めた外部者の支援が必要となるので配慮して欲しい。

2)3.11時は震度の割りに家屋への被害は少なかったが、これは地震波の波長がたまたま建物の共振周波数とずれていたためであり、民家の倒壊、損壊想定は3.11時数値に依存すべきではない。行政の日頃からの震災に対応した防災、減災をお願いする。

3)造成後40年以上の団地では、当然築40年以上の住宅が多く、現建築基準法以下の耐震強度しかなく、家の倒壊、損壊で自宅に留まらず、避難所に移らざるを得ない人が多く発生する事も想定される。

中丸地区の基幹避難所である中丸コミセンの収容人員を考えると、多くが一次避難所(集会所)を利用せざるを得ない。しかし、3.11震災後3年っても基幹避難所には食糧、飲料水、毛布、目的にあった自家発電機などは備蓄されていないし、一次避難所への提供もなされていない状況にある。各区一次避難所に必ず備蓄する必要があるので早く実現させて欲しい。

4)避難所が分散するため、基幹避難所と一次避難所の連絡手段である停電時も使用可能な無線通信機を確保する必要がある。行政が配備するようお願いする。

5)トイレ問題 — 雑用水(主にトイレ用)の確保及び下水機能の確保をお願いする。(下水ポンプ場停電時の機能維持)

6)各集会所(一次避難所)での防災用品整備、備蓄、更新に要する費用問題 — 災害発生時は、人手の問題で公の支援が期待で出来ぬところを担う共助への備えに関しては、公の支援を期待せざるを得ない。現在、自主防災会活動支援としてMax 96,000円/年の制度はあるが、他に防災対応費用への支援をお願いする。

【回答】

《村民生活部 防災原子力安全課》

大規模災害に対応するには、「自助」(自分と家族を守る)、「共助」(隣近所同士助けあう)、「公助」(公的機関の援助)の連携が欠かせません。

大規模災害時は、「公助」(公的機関)も被災するため、発災後すぐには、村の隅々まで手を差し伸べることは難しいと考えられます。そういった中、「共助」に当たる部分で、隣近所同士助け合う「自主防災組織」の重要性が挙げられます。現在、村では30単位自治会のうち25の単位自治会で自主防災組織が結成されております。村では、自主防災組織への活動補助として、結成初年度は最大5万円を、結成次年度以降は最大9万6千円を補助しており、その補助金を活用して防災資機材(ヘルメット、折りたたみリヤカー、無線機等)の購入等に充てていただいております。

ご指摘の基幹避難所に発電機等が備蓄されていないとのことですが、村では平成24年度に防災備蓄倉庫を基幹避難所に整備し、発電機をはじめ折りたたみリヤカーなど災害時に必要な防災用品を40点ほど揃えております。

平成 26 年度村政懇談会地区自治会質問・要望書兼回答書

【地区自治会名】 中丸地区自治会

【質問・要望事項（題目）】畑地における砂塵対策の強化で住みやすい東海村への取組に関する要望

【要旨（内容）】

東海村は、平成 22 年 11 月に「村民の叡智が生きるまちづくり」の基本理念を掲げ、基本目標の 3 に「自然といのちの調和と循環を重視し、多様な叡智を結集して新たな暮らしを創造する活力あるまちづくりを目指します。」とした「第 5 次総合計画」が制定されています。その計画を見てみると、「将来推計人口」では、10 年後の東海村の人口を 38,000 人から 40,000 人と推定していますが根拠は不明確です。そうはいても、東海村は土地が狭く、大企業の進出はないため、大きな政策的な転換が無い限り、むしろ人口は減少し高齢化は一段と進むと予想されるようです。

もう一つは、「環境価値を高める土地利用への転換」では、市街化区域の利活用を進める誘導策、市街化区域内のみどりの増大とともに、人が集い、経済・文化活動が活性化する施設立地や交流のためのインフラ整備が求められると示していますが、一向にまちづくりの動きがないように思います。

最後に、「総合計画実現の方策」では、住民との協働によるまちづくりが重要とされるテーマについては、村民参加型のプロジェクト体制を構築すると示していますが、未だにその推進の具体的な形や工程表が示されておりません。また、「分権型社会、少子高齢化社会と高度情報化時代」の到来により、社会構造が大きく転換した今、本村は、確固たるまちづくりを未来へ引き継ぐために安全・安心して暮らせるまちづくりを目指して、平成 24 年 6 月に「東海村自治基本条例」が制定されました。この条例は、「第 5 次総合計画」とどのようにリンクしているのか良く分からないところです。目的には、村民が主体のまちづくりを協働して推進することを定めていますが、第 5 次総合計画と同じように、一向にその実質的な推進の形が明示されておりません。このままでは計画を作成することの事業で終ることになりはしないかと懸念されるようです。

さて、平成 25 年度の村政懇談会において、これらの計画や条例を踏まえて「砂塵対策の強化で住みやすい東海村への取組に関する要望」を中丸地区自治会と

して提案しました。しかしながら、東海村は現在実施している春麦の種を配付することで十分であるとして、中丸地区自治会の要望を一蹴するだけでなく、自分たちで作り上げた、これらの計画や条例を否定し、誠意のない回答でありました。その後も何度かアクションを起こしましたが、ことごとく門前払いされてしまいました。そうした村の政策をこの1年間見てきましたが、いずれも功を奏しているようには思えません。これらの政策について、どのように評価されたのか伺いたい。また、この政策以外に検討したことについて伺いたいところ です。

本来、村は村民に対し自治基本条例の理解促進に努めなければならないはず です。我々は、これに懲りずに今年度も、地域の自治活動の活性化のためにも 標記の課題を取り上げ、行政との協働で取組みを進めていきたいと考えおり、 東海村として前向きな取組み姿勢を見せて頂きたいところです。

一つ残念なお話しではありますが、平成25年度の要望において地域の方々にも 役場の方々にも要望が正確に伝わっていないように見受けられ、「新住民が 何をいうか。」との声が聞かれております。要望は、田畑を潰せとか、失くせ と言っているものではありません。農業も大事ですし、生活も大事ですが、経 済活動の速さに伴い、社会環境が大きく変化しています。また、現在は新住民 が全村民のおよそ7割を占める状況になっていますので、新住民とか旧住民と かいふ認識は今やなく、すべてが同じ村人であります。この東海村に住む以上 お互い快適に過ごせる方法を模索して欲しいとの提案でしたが意外な反応でし た。この反応は、自治のあり方が今後、行政と村民の協働で進めていくことの 普及が進んでいないことの表れの一つだと思います。また、今や税収も新住民を 代表するサラリーマン世帯が凡そ約8割近くを担っていることを理解して欲し いものです。農商工関係ではどうでしょうか。なにより、東海村の発展は昭和 30年代から今日まで、新住民が支えてきたのではないのでしょうか。今後もこの 構図は変わるものではないと思います。

話を戻しますが自治に関して最近の話題では、元総務庁長官であった増田 氏が30年後には約900市町村の自治体が消滅する可能性があるとの驚きの試算 を公表しています。高齢者の年金で成り立っていた地方経済が縮小し、雇用の 場を失った若い女性が東京オリンピックを機に都会に流出することが理由のよ うですが、高齢化や人口減少で労働力も税収もない中では、市町村自治体も成 立しない、そういう時代に入っているということだと思います。東海村には、大企業を誘致できるような土地もなく、史跡も多いともいえない し、人を呼び込める観光地もありません。あると言えるのは、知識レベルの高 い方々が多く在住していることと緑が多く豊であること、そして東京電力の火 発電電力による固定資産税等の収入で財政が豊かであるまちであることです。

なお、このことは長い東海村の歴史や文化を否定しているものではありません。できれば近隣市町村の方々から、東海村に住んでみたい、住みたいと言われるようなまちづくりにすれば、想定したよりも人口も増え、安定した税収も得られる街になるのではと想像します。何よりも若い人たちがまちを闊歩している姿やあちこちで笑い声が聞こえるのは、まちが活力に満ち溢れていることを意味します。そのためにも若い女性の流出は、防がねばなりませんし、逆に呼び込まなければなりません。言い換えれば、行政はいつまでも従来と同じ手法や他市町村と類似した事業をしていては、ガラパゴス化になりかねません。住民を主体としたまちづくりは、常に改善、改良が必要です。因みに、何百年と続く老舗は、伝統や格式に安住するのではなくて、弛まぬ営業の努力を経て、村のサービスとは比べものにならないほどの優れた手法を編み出し実践して、今もなお継続していることに気づいて欲しいところです。それを目のあたりにしたとき、その伝統と格式には敬服せざるを得ない思いに駆られます。本質とは何かを極めているからだと思います。

平成26年度の本要望は、中丸自治区だけの問題として解決することを意味するものではなく、村全体で早急に取り組んで頂きたいという中丸地区自治会の強い思いを込めたものと理解願うとともに、以下に示す要望を提案いたします。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 土地改良事業へのまちづくり手法の追加
- ③ 遊休地の買い上げによる緑地化の推進
- ④ 防砂林造成の為の計画的植樹の推進

これから進めて行かなければならない、まちづくりの第一歩として、この砂塵問題はあるように思います。そして、東海村全体で取り組むには、ちょうど良い大きさの提案で、生活環境から遡ってみるのも東海村の現実が丸見えになっていいと思うところです。東海村の明日を見据え、考え、行動を推し進めるためにも、今、東海村の財政の余裕のある時に投資すべきではないかと考えますので、早いうちにこの砂塵問題の解決に向けた住民参加型のプロジェクトを立ち上げることだと思えます。豊かなまちとは、行政、住民、経済、環境にかかる活動やコミュニケーションのバランスが維持され住民の心に潤いが得られる機能が充実しているまちのことだと考えます。言い換えれば、緑あふれる環境の中に色んな能力を持った人達が次から次へと集まり、住民の経済活動とともに税収が上がり、生き活きた住民のための住民の活動が行政と協働しながら営々と展開されているまちのことを指すものといえます。

以上

【回答】

《村民生活部 自治推進課》

1点目の協働のまちづくりの推進についてお答えいたします。

村は、平成24年6月に自治基本条例を制定し、村民が主体のまちづくりを協働して推進することを規定しました。

その中で協働とは、まちづくりのために、村民（この中には在住者はもとより在勤者・在学者・村内で事業を営む方等も含む）・議会及び役場等の執行機関が情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することと定めていますが、これまでは「村民」というものを「自治会」を主体に捉えて事業を展開して参りました。

今後は「自治会」のみならず、村を構成している様々な村民を対象に行政運営を進めていかなければならないと考えております。

今年度は、自治基本条例推進委員会を立ち上げ、条例の実効性を確保すると同時に、村民を交えて「協働の指針」を年度内に策定し、改めてこれを契機に協働のまちづくりを推進して参ります。

《建設農政部 区画整理課》

2点目の土地改良事業へのまちづくり手法の追加（東海中央土地区画整理事業）につきましては、④と合わせて回答します。

東海中央土地区画整理事業の面積は約82.5haあり、平成25年度末の進捗状況は事業費ベースで約51%となっております。この中央地区は、東海駅東側一帯市街地の都市構造の中で、第5次総合計画にもあります「みどりとまちの共生」をテーマとし、それにふさわしい道路、公園、緑地等の公共施設を計画的に配置、整備することにより、無秩序な市街地の進行を防止すると同時に、生活拠点ゾーンを含む自然と共生する健全な住環境を有する市街地の建設を目的としています。

具体的には、神楽沢近隣公園～根崎緑地～勝木田谷津田～勝木田緑地において、調整池としての防災的な機能も有し、かつ都市的まちづくりのシンボルとして「人に親しまれる」都市緑地として保全してまいります。

このように、土地区画整理事業は、単なる宅地造成の手法ではなく、道路、公園、緑地など公共施設を整備し、市街化区域の利・活用を進める事業であるにご理解ください。

《建設農政部 農業政策課》

3点目の要望の「遊休地の買い上げによる緑地化の推進」でございます。

農地からの土埃を防ぐためには、遊休農地を少なくすることも重要であります。中丸地区では、畑総事業により優良農地を造成した区域がありますが、遊休化した農地も点在している状況も見られます。農地法には、農地の所有者は農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと義務付けられておりますので、遊休農地を村が買い上げるのではなく、第一義的には所有者が義務を履行していただくことが必要であると考えております。それができない場合には、今年4月からスタートした農地中間管理制度の機能を活用して担い手を探すなど、遊休農地の解消を行って農産物の作付けによる緑地化に繋げてまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の「防砂林造成の為の計画的植樹の推進」についてお答えいたします。

農地と住宅地が混在する場所における土埃の問題は、どの自治体も頭を悩ませておりますが、抜本的な解決策は在りません。村内では海岸沿いに飛砂防備保安林が指定され、海岸からの飛び砂被害に効果が見られますので、林地を造成することは土埃防止のための有効な手段の一つであると理解しております。住民の方が敷地内に木を植えて防砂林の機能を持たせることが実現できれば、埃防止ばかりではなく田園的な景観が形成されるという利点があります。昔は、屋敷林とよばれる防風林がありましたので、先人の智恵から生まれた屋敷林が住民活動として広まれば、土埃の家屋内への進入も少しは改善されるものと思われまます。村で実施している生垣設置補助を活用するなど、地域の話し合いによりまして計画的に緑を増やしていただければと考えております。